

【環境林務部関係：質問項目】

1. 海岸漂着物について
2. 木のあふれる街づくり事業について
3. 鳥獣被害対策について
4. 木質バイオマス発電について
5. 汚水の監視について
6. 環境整備公社並びにエコパークについて

【質問本文】

1. 海岸漂着物について

■ 質問（しもづる）

私からは、海岸漂着物地域対策推進事業について伺います。

資料は議案等説明書二ページ並びに予算説明書十四ページです。

こちら、事業全体として二億五千万円余り計上されておりまして、そのうち、先ほど御説明いただきました、市町村が行う事業への補助だと思っておりますが、海岸漂着物回収・処理事業費補助として一億八千万円余り立っています。予算説明書を見ますと、それと別に委託料として六千九百万円立っておりますので、ここで二点お伺いします。

一点目は、この委託料の六千九百万円というのは中身は何なのか。

そして二点目は、この市町村への補助のほうなんですけど、こちらは実際に処理すべき漂着物がない、もしくは少なかった場合には、年度末で使い切らずにちゃんと残ることが想定されているのか。何らかで使い切る想定なのか。その二点を教えてください。

□ 答弁（廃棄物・リサイクル対策課長）

委託料につきましては、海岸管理者として県が実施するもので、海岸漂着物の回収・処理のために約四千三百万円、不法投棄防止看板の設置や河口付近のごみ等の回収など、海岸漂着物の発生抑制に要する経費に充てるために約二千六百万円を県の関係課に予算を移しかえて執行するものでございます。

それから、市町村に補助金の交付決定をした後に、事業残があった場合なんですけれども、その場合は変更交付決定をいたしまして、その差額分につきましては、三月補正にするか、あるいは執行残として残るものでございます。

■ 質問（しもづる）

ありがとうございます。

実際に処理に使わなかった場合には、ちゃんと執行残等で残るということは確認できましたので、そこは安心しました。

もう一点伺いたいんですが、今、県との委託料の六千九百万円については、県が実施する処理ないし不法投棄防止であるという御説明でした。そうしますと、県の守備範囲と市町村の守備範囲はどういうふうに区別がされるのかなと、この漂着物の処理についてですね。ちょっとそこを教えてください。

□ 答弁（廃棄物・リサイクル対策課長）

県が実施する守備範囲は、県が海岸管理者として実施する海岸に限ります。市町村は、みずから海岸管理者として行う場合と、それから県が海岸管理者として実施する地域についても協力として実施することができますので、つまり、市町村は全体どこの海岸でも自分の区域であれば実施することが可能です。これは国の補助金の要綱でそのように定められております。

■ 質問（しもづる）

ありがとうございます。

あと、最後に確認なんですが、今、現状で、例えば漂着した廃棄物がたまっていて、処理したいけれども財源がなくて困っているだとか、市町村で今、そういうところはあるんですか。

□ 答弁（廃棄物・リサイクル対策課長）

そういうところもございます。例えば、この前の台風七号による影響かと思えますけれども、東シナ海のほうから吹上浜とか、県の西海岸のほうに大量の漂着物が漂着しております。そういったものについてもこの事業で実施することが可能です。

■ 質問（しもづる）

市町村から、処理したいけど予算がないというときに非常にいい事業だと思うんですが、そうすると、市町村から上げてくるときにどういうふうにして審査とかするのかなと思うんですね。例えば、予算枠に対してこれぐらいかかるという処理がかち合った場合に、これはどうやって審査していくのかなというふうに思うんですが、そこを今、見通しがあれば教えてください。

□ 答弁（廃棄物・リサイクル対策課長）

現在、計上させていただいている補正額につきましては、事前に市町村から大体要望がどのくらいあるかというのをお聞きして計上してございます。

■ 質問（しもづる）

はい、わかりました。ありがとうございます。

以上です。

2. 木のあふれる街づくり事業について

■ 質問（しもづる）

私からは、木のあふれる街づくり事業三千二百万円のところについて伺います。

こちら施策の目的として、県産材の利用拡大ということがあるかと思えます。あくまでこの木製施設等の整備・製品の普及といったところ、小・中学校における椅子の整備というのはモデルとしての事業だと思っただけですね。それ自体にも意味がありますが、一番の目的は、そこをきっかけにして県産材を使ったものが売れるようにして、そして県産材を育てる方々にお金が落ちるようにすると、あくまでモデルであって、そこからの展開というのが非常に重要だと思います。

そこで伺いたいのですが、昨年の成果調書を見ると、昨年度の成果として、県立図書館におけるテーブル・椅子セットの設置ですとか、モデル施設の整備ですとか書いてあるんですが、ちょっとこの県立図書館においてどういうふうに展示してあるのか見ていないので、伺いたいところもあるんですが、置くだけではなくて、木でつくったものを置いて、例えば、これが大体幾らぐらいで買えますよだとか、そういう、実際に購買行動に移そうと思うところに向けた発信だとかPRだとか、そこは今どういうふうにやっているんですか。

□ 答弁（かごしま材振興課長）

昨年度、そういった木製品を設置いたしました。委員のおっしゃいますとおり、この事業につきましては、二通り目的がございます。一つは、不特定多数の県民の皆さん方がそれを使ってもらう、使ってもらって「あ、木っていいな」と木のよさをわかってもらうというのが一点ございます。

それからもう一つは、委員おっしゃいますとおり、応募していただいて採択される、そして企業化、いわゆる企業化にも結びつけていくと、こういった二つの目的がございます。

それで、委員の言われましたその二つ目のほうですね、業者さんを紹介して、値段をある程度提示して、こういった値段でこれができるんだよという話をもっとPRすべきじゃないかということでございますけれども、その部分につきましては、現段階まだやっていないところでございます。今後、その辺もやっていく必要があるのかなと今、感じたところでございます。

■ 質問（しもづる）

はい、ありがとうございます。

今、二つの目的ということを御説明いただいて、まず一つはなれ親しんでもらう。これはまず、買う買わないじゃなく、なれ親しまないものを買う気は起こらないので、ここは非常に重要だと思います。ただ今後、特に本県の林業が継続していくことを考えた場合には、やっぱり物を売ってお金が入ってくる仕組みをつくっていかないと、やはり後継者というのをも育たないと思いますので、この三千万円使う事業、単に置くだけではもったいないですので、今後、置いてあるものを見て「あ、これはうちにも置きたいな」だとか、もしくは事業者の方がこういうのを開発していきたいなと思ってもらって、そしてより、単に置いてあるだけじゃなく、何倍何十倍もの効果があるように、そのPRのところをしっ

かりと取り組んでいただきたいと思います。と要望します。

以上です。

3. 鳥獣被害対策について

■ 質問（しもづる）

一般の北海道の視察においては、本県でも被害が深刻な鳥獣被害対策としまして、捕獲用の囲いわなの視察が非常に印象に残っているところです。

方法として、いろいろな精練された方法ができてきているなど感じたのが、集める囲いわなを設置して、つかまえたイノシシやシカを搬出する箱はもうユニット化されていて、そのまま積み込んで処理工場に運べるという、非常にいい仕組みができているんだと思う反面、視察先で伺ったのが、ずっと設置しておけないと、国立公園か何かで制限があるんだと思うんですが、わなをずっと設置することができずに、一々時期によって置いたり外したりしなきゃいけないということがありました。これだとやはりコストがかさんでくるといふ弊害があるなど思ったので、その辺に関する現状と、あと本県として、もちろん国立公園内ですから、国の法令に準ずるものですし、また、景観や環境への負荷というものもありますが、そこをクリアする限りにおいては常設ができないものか。そういう要望は上げられないものかなと思うんですが、ちょっとそこを教えてください。

□ 答弁（自然保護課長）

本県の場合、シカの対策に対しまして囲いわなは通常使われておりません。北海道のほうのエゾシカはかなり群れになって行動するとありますが、こちらのシカは余り大きな群れをつくらないということで、囲いわな方式はどれも必ずしも効率的ではないということで、むしろくりわなとって一頭一頭つかまえるわなですとか、もしくは銃猟、銃、あるいは箱わな、こういった単体でつかまえるやり方が県内では主流となってきております。

わなの設置につきまして、囲いわなにつきまして、普通のわなでも同じなんですけれども、同じところにずっと置いておくと、だんだんシカの側が学習して捕獲効率が低下をしていくということがございますので、一つは法律上の規制で、長期間そこに置いておかれると困るよというものもあるとは思いますが、一方で、長期間置いておくことによって、なれてしまって効率が落ちるので、やっぱり移設もせざるを得ないという、そういった問題もあろうかと思っております。

実は、きょう屋久島のほうにおきまして、屋久島の世界遺産の管理の観点で、科学委員会という親の会議があした開かれるんですが、ヤクシカの問題を特化して検討する、ヤクシカワーキングという、ちょうどきょうの午後開かれることになっております。

この中でも議論が多少出るかもしれませんけれども、例えば、世界遺産地域の中に、大きな川と柵で分断する区画をつくって、その中で重点的に捕獲をすることで、その柵からほかにシカが逃げられない

状態をつくって減らしていくことが試せないかとか、そういったような議論もされておりますので、囲いだけでなく仕切り柵というんですかね、シカを追いかけたときに、この線からその先に逃がさないような仕組みでとっていくような方法ですとか、いろんな方法が今、どうすれば効率的にとれるかと、そういった議論がされているところかと思えます。（「ありがとうございます」という者あり）

4. 木質バイオマス発電について

■ 質問（しもづる）

私から三点伺いたいと思います。

まずは、木質バイオマスについて伺います。

今回の補正予算で木質バイオマス十四億円余りついているところ、これ自体は本委員会の付託事項ではございませんが、昨年、ことしと木質バイオマスに関連する事業について、これらの事業が今回の木質バイオマスの補正予算にどのように反映されているのかという点で伺いたいと思います。

昨年度は木質バイオマス有効利用促進事業としまして、かごしま材振興課のほうで利用研究会を三回開催ですとか、原料ですかね、安定供給検討会の開催三回というのがあったり、あとは恐らくその後継事業として鹿児島木質バイオマス利用推進事業というものが今年度行われております。そこで、これらの事業での協議内容、検討内容が今回行おうとしている十四億円の木質バイオマスの事業にどのように反映されているのかということをお聞かせください。

□ 答弁（かごしま材振興課長）

委員のおっしゃいましたとおり、木質バイオマスのエネルギー利用として、昨年度、木質バイオマスの利用に関する研究会、それから安定供給に関する検討会の二つを立ち上げました。まず、利用に関する研究会につきましては、主な検討事項は二つでございました。一つは、木質バイオマス発電をやった場合に、本当に採算に合うのかどうかというのが一点でございます。もう一点は、最近よその県で農業用としてペレットが普及してきております、木質ペレットですね。これが採算に合うのかどうかというのを専門家も入っていただきまして検討を行ってまいりました。

まず、第一点目の木質バイオマス発電につきましては、昨年七月、固定価格買取制度もちょうど同じ時期に発足し、三十二円という価格が提示されました。それをもとに原料が幾らぐらいだったら回っていただけるのか。林業についてどのぐらい貢献できるのか。そういった点でいろいろ御意見をいただきまして、少なくとも林業面において、その三十二円という固定価格での買取制度があれば、林業としても十分役立つと、そういった結論になった次第でございます。

それから、もう一つ、農業用のペレットにつきましては、重油とそれからペレットの製造価格の兼ね合いがございますけれども、重油がどんどんどんどん上がってきておりまして、一つの事例といたしまして、重油が八十円の場合、ペレットを三十五円以下で製造できれば、それは採算がとれて回っていき、そういった結論になりました。

それでそれを受けて、ことしどういったふうに展開されたかということでございますが、木質バイオマス発電につきましては、御承知のとおり、現在二つの事業者が計画されておるということでございます。

それから、あと、ペレットのほうにつきましては、重油との価格が先ほど申し上げましたとおりあるわけでございますけれども、ことし三十五円以下でつくるためには、山から持ってきた丸太からペレットをつくっても、これは非常に難しい状況でございます。製材の端材を使ってペレットをつくりますと、それはよその県で三十五円を切るといった事例がたくさんございます。それで、ことし、昨年その検討会を踏まえまして、鹿児島市のプレカット工場、これが中心になりまして、今勉強を進めております。実際に三十五円以下でできるかどうかということについてですね。

それから、安定供給のほうの検討会も立ち上げました。これにつきましては、仮にバイオマス発電等が立地された場合、どういった方向でその木材を供給していく仕組みをつくったらいいかということで検討いたしました。その検討内容は先ほども申し上げましたけれども、山に残っている、これをどうやってうまく活用していくか。まず、そこの体制をつくらないといけないよなということで、ことし新規事業を立ち上げさせていただきまして、その林地残材等の効率的な集荷システムの構築に今取り組んでおるところでございます。

以上でございます。

■ 質問（しもづる）

はい、ありがとうございます。

昨年度、今年度やってきた事業がしっかりと反映されていることがわかりましたので、引き続きお願いいたします。

5. 汚水の監視について

■ 質問（しもづる）

続いて、汚水の監視について伺いたいと思います。

汚水が排出されているかもしれないという疑いを持った周辺住民の方が、例えば、県に対して相談したときに、どういうふうな対応をするのかといったことを含め、三点伺いたんですが、一点目は、自分の住んでいる近辺から汚水が排出されているのではないかと、恐らくにおいとか、そういうことも含めて疑いを持った方が県に相談されてきたときに、一つ目は、県としてどういう対応をとっているのか、いくのかということが一つ。

二点目が、もちろん本当に環境基準に違反した汚水が出ているかどうかというのは、採取して検査を

してみたり、もしくは立入検査しないとわからないことではありますが、この水の採取、排水の採取や立入検査について、どのような仕組みで行っているのか。

これは何を申し上げたいかといいますと、一番伺いたいのは、事前通告をやっているかどうかなんです。排水を採取するにしても、例えば、事前にいついつに何時ぐらいに採取しますよということを予告した日には、当然に事業者は操業を一旦とめて出ないようにすることが予想されます。立入検査にしても同様ですよ。なので、特に排水の採取、立入検査についてどういう仕組みになっているのか。

そして付随して、結局、最終的には実際に出ている排水が環境基準に合致するかどうかという判断になるかと思いますが、このサンプルは誰が採取して、どこで検査するものなのかということをお教えください。

そして、三点目が、この汚水を排出し得る事業者としてはいろいろあるかと思えます。例えば畜産であったり、普通の工場であったり、それぞれ県のほうでは畜産だったら畜産課でしょうし、工場のほうではそれぞれの担当課があるかと思えます。それらに対して是正をしていったり、検査していったりする際に、それぞれの事業としての担当課との連携はどのようにとっていくのかということをお教えください。

□ 答弁（環境保全課長）

県民の方から、汚水の排出について申し立て等があった場合の対応につきましてですけれども、汚水につきましては、水質汚濁防止法で規制されております。ただ、この水質汚濁防止法につきましては、法が対象とする業種といいますか、施設がはっきりと決められております。七十四の種類になりますけれども、そういった施設であるかどうかということを現地に私どもが立入検査等をして確認します。そして、まずはその届け出があるかどうかということが最初になりますけれども、届け出の有無の確認、それから現地の立入検査をして、構造基準でありますとか、法で求められている基準に合致しているかどうかということをお調べするということになります。

また、委員のおっしゃいます排水の採水ですけれども、私どもが直接採水をいたします。採水をして環境保健センターで排水基準に適合しているかどうかという判定をすることになります。排水基準に適合していないという状況がわかりますと、一番厳しい措置であれば改善命令といったような行政処分をこちらのほうから発するということになるわけでございます。

それから、関係課との連携ということですが、私どもが立入検査をする場合には、例えば、畜産の関係ですと農政部と一緒に立入検査をするとか、それから、いわゆる一般の工場ですと、関係課にも連絡をするといったような体制で排水の水質の検査を実施しているということと、それと事前通告をするかというお話でございますけれども、もちろん採水をする場合には事前通告等は一切いたしません。随時立入検査をいたしまして、工場内に立ち入って、排水口から採水するというところでございます。

■ 質問（しもづる）

はい、ありがとうございます。

仕組みについてよくわかりました。実際に住んでいる方が、もし近隣でそういう排水基準違反が出てきた場合には、もう直接健康等にかかわってきますので、ぜひ今答弁いただきましたが、担当課と連携して真摯に取り組んでいただければなと思っております。

6. 環境整備公社並びにエコパークについて

■ 質問（しもづる）

あと、環境整備公社並びにエコパークについて伺います。

まず、エコパークの試算について、たしか来年度中操業開始ということで、今までの委員会での質疑の中では、おおむね操業開始半年前までには試算を出したいということと言われ、答弁もらっているわけですが、来年度からは半年前になってきつつあるわけで、現状、その試算の作成というのはどうなっているのかということをお示しいただきたいのが一点です。

あと、環境整備公社の決算書を見てみましたところ、今年度の予算として国と県、合わせて十三億円の補助金が入ってくる予定ですが、少なくとも今年度中に使う予定が見られないので、これは何のために将来使っていくのかということと。そして、予算書、決算書の中に交付金という項目があります。平成二十五年だったら一・九億円ぐらい立っていますが、これの中身は何なのか。そして付随して、昨年度、この交付金一・七億円という予算に対して、実績は一千九百万円ぐらいということで、大方執行残になっているんですが、これはどういう事情によるものなのか。

そして最後に、運用について伺いたいと思っています。どうしてもこの種の公社とかですと、大幅に黒字になるということはなかなか考えにくいわけであって、場合によっては赤字になった場合、どうしても繰り出しで埋めていくということも考えられるわけです。なので、今持っているお金を積極的に運用して、なるべくやっぱり運用収入でとりにいくべきなんじゃないかなと思っています。その点について、今年度、昨年度の未収の補助金でたしか十二億円ぐらい立っているので、恐らく運用に回せるのが十六億円とか十七億円とかあるはずなんですが、それに対して予算で運用益が三十三万円ぐらいと、いや、これは少な過ぎるんじゃないかなと思うんですが、その運用方針についてどう考えているのかということを教えてください。

□ 答弁（管理型処分場整備担当参事）

まず、その収支の見通しということについてでございますけれども、先の六月議会でも御説明申し上げましたように、現在、その事業主体であります県環境整備公社、こちらのほうで維持管理、それから運営にかかります基本的な事項を整理するという中で、その処分場の整備、それから維持管理などの運営に要する費用、そういうものを踏まえまして、他県の公共管理による管理型処分場の料金なども参考にしまして今検討しているところでございます。

それから次に、公社の運営等についてでございますけれども、まず、最初にお話もございました、これは決算書のほうで当期経常増減額というのが約十億円になっております。これが支出は見えないというようなことの御質問だと思うんですけども、これにつきましては、建設工事代金、それから施工管理委託費などに支出するということで、資産取得のための支出になっておるものですから、資産として扱いますので、収支予算書では、当期一般正味財産増減額というところに出てくるということでございます。

それから次に、交付金の関係でございますけれども、この交付金は自治会活動等支援金でございますけど、これは地域振興策ということで、関係自治会とお約束をしましたその三億円、このうち環境保全協定などを締結しました関係自治会へ支払いました最初の半分というのがあるんですけども、その残りでございます。残り一億五千万円ですけど、それが二十四年度実績が出なかったということで、その交付につきましては、今後、エコパークかごしま連絡協議会等の場で協議・検討することになっております。

これがなぜ不用ということになったかということなんでございますけれども、この一億五千万円につきましては、各自治会への支出につきましては、いつでも執行できるように予算として一応確保しております。ただ、いろいろ自治会にも御意見があるものですから、先ほどお話ししましたようにエコパークかごしま連絡協議会等で協議・検討してまとまりましたら、それをまた支出ということに、もちろん大原野につきましては、その協定を締結後ということにはなりますけれども。

それから、最後の運用のお話でございますけれども、これは決算書におきまして、先ほどお話ございましたように、今は指定正味財産期末残高というのが約十六億円になっております。このうち五千万円が公社の基本財産になっておまして、運用できるのはその部分でございます。といいますのが、そのほか国、それから県の補助金、これが約十四億八千万円なっております。これは先ほど委員のおっしゃったように未収金となっております。これは次年度に受け取るということで入っていなかったものでございます。なので、運用益のその三十数万円は、公社の基本財産五千万円に係るものということでございます。この基本財産の運用につきましては、公社のほうで一応、今、県債とか銀行等に預けまして運用しておるんでございますけれども、公社のほうで今後とも安全性、それから有利性も総合的に判断しながら、効率的な運用に努めるように県としても指導したいと考えております。

■ 質問（しもづる）

運用について追加して質問したいんですが、基本財産の五千万円に対応する運用益の三十三万円だということはわかりました。ただ、この未収というのがいつのタイミングで入ってくるかわかりませんが、ただ、補助金等の未収であれば、基本的には今年度に入ってくるんじゃないかなと思うんですが、その十四億七千万円ですかね、昨年度末で立っている未収金十四億七千万円、これが右から左に出ていくのであれば話は別ですが、まあすぐすぐ出ていかないものであれば、一定期間手元にあることが予想されるのであれば、ある程度利率を取りにいける、要は普通の預金とかではなく、国債、県債等で運用することによって、ある程度の運用益を取れるんじゃないかなと思うんですが、ちょっとそこを教

えてください。

□ 答弁（管理型処分場整備担当参事）

この補助金につきましては前金払いとか精算払いということで、これは公社からJVに対する前金払いや精算払いですけれども、その財源としております。この支払い時期につきましては、支払い時期とそれから補助金の支払い、これは調整しまして、資金が滞留しないようにというようなこともございますので、国のお金を預かって滞留させるというのもまたいろいろありますので、県も同じですけれども、ですので、そういった支払い時期を把握して計画的に受け入れしているものですから、ほとんどそこで滞留というのは、起こらないということで、基本財産の五千万円の運用がメインになっているということでございます。

■ 質問（しもづる）

はい、わかりました。ありがとうございます。

以上です。